

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金 申請要項

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染防止対策を強化するため、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」（以下「認証制度」といいます。）の認証を取得する飲食店に対し、感染防止対策に係る費用を補助します。

2 補助対象者

以下の飲食店を営む事業者

- ① 認証制度の認証を受けた飲食店
- ② 認証制度の対象となる飲食店であって、認証を受けるために申請しているもの

<参考：認証制度の対象となる飲食店の条件>	
(1)	食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けた者が営む施設であること。
(2)	日本標準産業分類「中分類 76-飲食店」に分類される県内の事業用施設であること。
(3)	以下のア～ウのいずれにも該当しないこと。
ア	暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設
イ	店内で飲食することを主たる目的としない飲食店(テイクアウト・デリバリー型の店、キッチンカー、露店等)
ウ	食品衛生法施行令第 35 条第 3 号から第 34 号に規定する営業を行う施設(宿泊を主とした施設)

3 補助の内容

(1) 対象費用

概 要	補助対象となる飲食店が、新型コロナウイルス感染防止対策のため、設備や消耗品の購入等に要した費用（詳細は資料 1 のとおり）
対 象 期 間	領収書に記載された支払日の期間が <u>令和 2 年 1 月 6 日(月)から令和 3 年 12 月 31 日(金)までのもの</u>
注 意 点	申請する設備等に関して、国や自治体、団体等による補助金や助成金を受けている場合（ <u>見込みを含む</u> ）は、 <u>その額を控除した金額が対象</u> となります。

(2) 補助額

「(3) 補助上限額」までの対象費用が全額補助されます。

(3) 補助上限額

上限額算定面積（資料 2 のとおり）の合計に応じて設定されます。

上限額算定面積	補助上限額	備 考
①200m ² 未満	1 0 万円	①の場合は、上限額算定面積の根拠資料は不要です。
②200m ² 以上 400m ² 未満	2 0 万円	②又は③の場合は、上限額算定面積の根拠となる図面の提出が必要です。
③400m ² 以上	3 0 万円	

(4) 申請期限

予算の執行状況により、以下の期限を待たずに受付を終了する場合があります。

申請期限	令和4年1月21日(金)※
------	---------------

※電子申請の場合 : 同日午後5時まで受付分
書面申請(簡易書留)の場合 : 同日までの消印有効

(5) 注意点

- ・申請できる回数は1施設につき1回限りです。
- ・申請内容に間違いがある場合や認証を取得されなかった場合には、補助金の返還を求めることがあります。

4 申請手続き

(1) 申請方法

①電子申請	(準備中)
②書面申請	「(2) 申請書類」を揃えて、以下の宛先へ簡易書留で郵送してください。 〒420-0853 静岡県葵区追手町2番12号 静岡安藤ハザマビル2F ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度事務局 行

(2) 申請書類

必要書類	様式	必要な場合
①交付申請書	様式第1号	全員(必須)
②飲食業に係る営業許可証の写し		
③振込先口座の通帳写し(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(カナ)が分かるもの)		
④誓約書	様式第2号	
⑤対象経費計算書に領収書の写し(購入者、購入日、購入店、購入した設備等の内容・金額が確認できるもの)を貼付したもの	様式第3号	申請の対象に、資料1の「1設備」を含む場合
⑥申請する設備の設置状況が分かる写真(カラーに限る。)		
⑦上限額算定面積計算書(図面を添付)	様式第4号	
		20万円又は30万円とする場合(資料2を参照)

※その他の資料について

申請する設備等に関して、国や自治体、団体等による補助金や助成金を受けている場合(見込みを含む)は、その申請書の写しや交付決定通知書の写しなど、補助事業名や金額等が分かる資料を添付いただくと手続きがスムーズになります。

5 補助金受給後について

(1) 設備の管理

本事業によって取得し、又は効用を増加させた設備については、本事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理する必要があります。

(2) 設備の処分の制限

補助金の対象となった設備のうち、価格が 50 万円以上の場合、処分（目的外用途での使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、債務の担保とすること）することが制限されることがあります。

なお、この補助金により購入したものの処分等により収入があるときには、その収入の全部又は一部を納付していただく場合もあります。

(3) 消費税仕入控除税額等報告書

補助金の受給後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、消費税仕入控除税額等報告書（様式第 5 号）を提出してください。

6 問い合わせ先

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局

電話：0570-020-112（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

補助対象となる設備等

1 設 備

用 途	対 象 設 備	対象外設備
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済に用いる端末（ソフトウェア含む）及び配線	主用途がキャッシュレス決済となっていない端末や配線
発熱等確認	熱感知カメラ（サーモグラフィ）、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板、パルスオキシメーター	
換気	空気清浄機、空気循環サーキュレーター（扇風機）、網戸、換気扇、CO ₂ 濃度測定器	空気清浄機能や換気機能が無いエアコン
滅菌	非接触型消毒液噴霧器（感応式、足踏式）、衣服等滅菌装置、紫外線滅菌装置、スリッパ消毒装置、加湿器、湿度計、オゾン発生装置、消毒薬設置台	次亜塩素酸水噴霧器
手洗い	除菌電解水給水器、引き落とし式ペーパータオルホルダー	ハンドドライヤー
接触防止	パーティション、アクリル板、ビニールカーテン、人感センサー付き照明器具、センサー型自動水栓、送迎車用ビニールシート、自動扉、足下への距離表示シール、三密防止啓発のための掲示物	
顧客情報の管理	顧客情報管理用の端末	

2 消耗品

新型コロナウイルス感染症対策で必要となった消耗品の購入費

用 途	対象となる消耗品の例
滅菌	手指消毒液、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（備品消毒用）、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水 等
手洗い	ペーパータオル、せっけん（詰め替え用） 等
接触防止	フェイスシールド、使い捨てマスク、使い捨て手袋 等

注1：設備の修繕費用やリース料金（前払い分を除く）、取付け費用、配送手数料は対象に含まれます。

注2：その他の設備等が対象に含まれるかどうかは、個別に相談してください。

上限額算定面積の考え方

1 はじめに

補助上限額は、以下の上限額算定面積に応じて、(2) のとおり設定されます。

(1) 上限額算定面積とは

- ・その施設の専用箇所であり、利用客又は従業員が立ち入って使用することを想定した箇所（客席、トイレ、厨房など）
- ・駐車場や倉庫、機械室、ゴミ置き場などを除く。
- ・他の施設との共有箇所を除く。（テナントビルの共用廊下・共用トイレなど）

(2) 補助上限額（再掲）

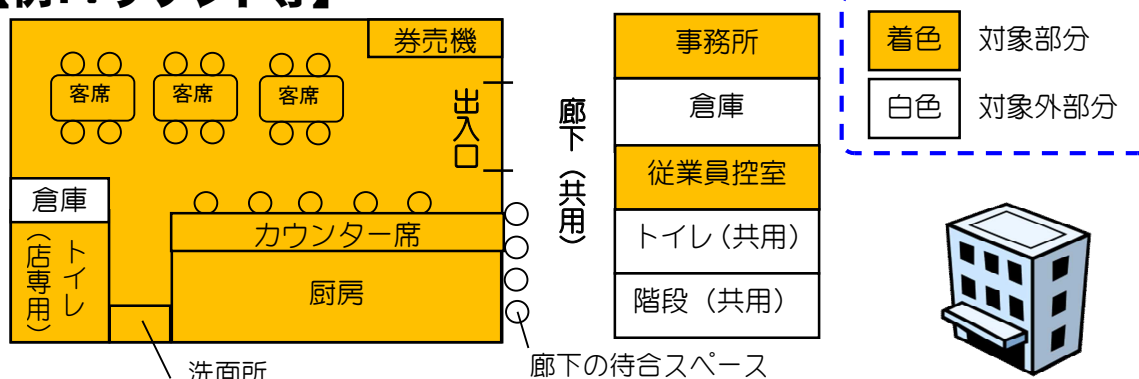
上限額算定面積	補助上限額	備考
①200m ² 未満	10万円	①の場合は、上限額算定面積の根拠資料は不要です。
②200m ² 以上 400m ² 未満	20万円	②又は③の場合は、上限額算定面積の根拠となる図面の提出が必要です。
③400m ² 以上	30万円	

2 上限額算定面積の範囲の例

(1) 申請店舗以外にも使用する建物の場合（ビルのテナント、店舗兼用住宅など）

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内外[※]で利用客や従業員が立ち入って使用する場所（範囲が明確な部分に限る。駐車場を除く） （例）客席、トイレ、厨房等（いずれも専用の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、倉庫、機械室、ゴミ置き場 ・他の施設や自宅との共用部分、申請店舗用の範囲が不明確な部分 （例）住宅、テナントビルの階段、テナント廊下の待合場所等 ・飲食店としての用途以外の部分 （例）他の店舗、住宅、庭園等

【例1：テナント等】



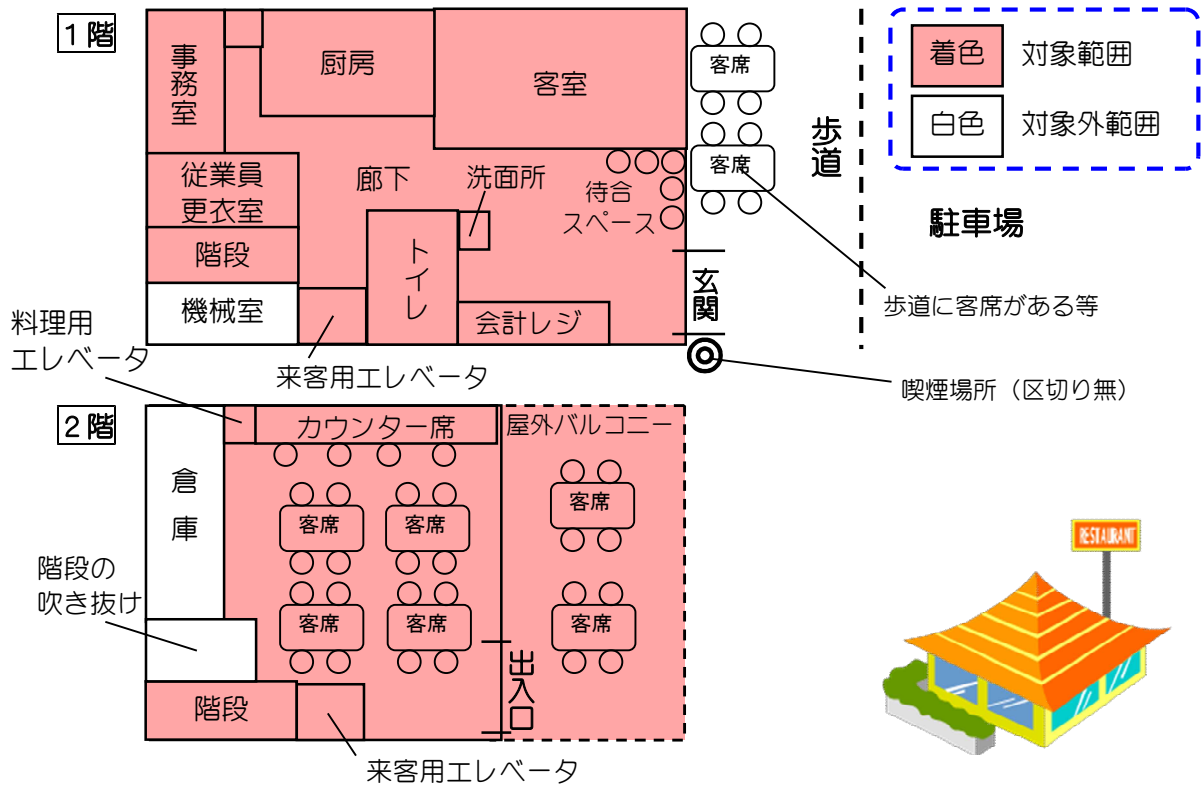
※屋外の場合

バルコニー等、飲食店としての範囲が特定できる場合は、上限額算定面積の対象となります。（歩道や庭にある客席等は範囲が特定できないため対象外）

(2) 申請店舗の専用建物の場合

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内外※で利用客や従業員が立ち入って使用する場所（範囲が明確な部分に限る。駐車場を除く） （例）客席、トイレ、厨房等 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、倉庫、機械室、ゴミ置き場 ・利用客や従業員が使用する範囲が不明確な箇所 （例）屋外に灰皿があるだけの喫煙所（範囲が不明確な場合）等 ・飲食店としての用途以外の部分

【例2：申請店舗の専用建物】



※屋外の場合

バルコニー等、飲食店としての範囲が特定できる場合は、上限額算定面積の対象となります。
（歩道や庭にある客席等は範囲が特定できないため対象外）

3 上限額算定面積の確認書類

上限額算定面積計算書は、以下の①②の両方に該当する場合のみ提出が必要です。

- ① 上限額算定面積が 200 m²以上
- ② 補助申請額が 100,001 円以上

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度を促進し、飲食店における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を強化することを目的として、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 用語の定義

この要綱において、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業」とは、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、感染症予防対策を実施する事業をいう。

第3 補助の対象等

(1) 対象者

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度の認証（以下「安全・安心認証」という。）を取得した施設又は認証される見込みのある施設（以下「認証施設等」という。）を営む事業者

(2) 対象経費

次のア及びイのいずれにも該当する経費

ア 認証施設等の感染防止対策の強化のために要した経費であって、次の(ア)から(ウ)までのうち、知事が認めるもの

(ア) 設備の購入費用、修繕費用

(イ) リース料金（前払い分を除く）

(ウ) 消耗品の購入費用

イ 令和2年1月6日（月）から、交付申請の日と令和3年12月31日（金）とのいずれか早い日までの日付で支払いを行ったもの（交付決定兼交付確定の前に支払いを行ったものであっても、知事が認めたものは助成の対象とする。）

(3) 基準額

認証施設等ごとに、利用客及び従業員の使用に常時供する箇所の面積の合計（以下「上限額算定面積」という。）に応じ、別表のとおりとする。

(4) 補助額

対象経費の実支出額（当該対象経費に対して他の制度によって交付された補助金その他の収入又は収入見込みがある場合は、その金額を控除した額）と基準額を比較して、いずれか少ない額の10分の10

第4 交付の申請

(1) 提出資料 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 飲食業に係る営業許可証の写し
- ウ 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
- エ 誓約書（様式第2号）
- オ 対象経費計算書（様式第3号）に領収書の写し（購入者、購入日、購入店、購入した設備又は消耗品の内容・金額が確認できるもの）を貼付けしたもの
- カ 申請する設備の設置又は使用の状況がわかる写真（カラーに限る。）
- キ 上限額算定面積計算書（様式第4号。基準額が10万円を超える場合に限る。）

(2) 提出方法

認証施設等ごとに1回限り、書面又は電子情報処理組織を使用する方法

(3) 提出期限

令和4年1月21日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

第5 交付決定等

- (1) 知事は、事業者から交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定兼交付確定を行うものとする。
- (2) 知事は、前項の交付決定兼交付確定を行うときは、申請を行った事業者に対して書面により通知する。
- (3) 知事は、申請額の全部又は一部について交付をしないことを決定したときは、申請を行った事業者に対して書面により通知する。この場合において、知事は、交付しないこととした理由を示すものとする。
- (4) 知事は、交付決定兼交付確定を行った補助金を、事業者により申し出のあった金融機関口座への振込により支給する。

第6 調査等

知事は、交付決定兼交付確定の後に事業者からの交付申請の内容に疑義が生じ、必要があると認めるときは、当該事業者に資料の提出を求め、又は認証施設等を調査することができる。

第7 交付の取消等

(1) 知事は、次のアからウまでのいずれかに該当したときは、交付決定兼交付確定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 交付申請の内容が事実と異なる場合

イ 補助の対象となった施設が、安全・安心認証を取得する前であって、安全・安心認証を取得する見込みがないことが明らかな場合

ウ 補助の対象となった施設が、安全・安心認証を取得する前であって、実施要綱における「第5 認証等」第1項に掲げる現地確認の結果、設備の是正等の指示を受けた日から起算して60日を経過しても、安全・安心認証の取得に必要な対策を取らなかった場合

(2) 知事は、費用助成の交付の取消を行う場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が事業者に支給されているときには、期限を定めて当該事業者に戻還を命じなければならない。

第8 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助事業等の交付の対象となる事業（以下「補助金等事業」という。）により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(2) 知事の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(3) 補助金等事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助金等の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金等の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。

以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

補助金の交付を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第5号）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第10 事務の委託

知事は、第4に掲げる申請の処理に関する事務及び第5から第7までの事務について、委託を受けた者に実施させることができる。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年 月 日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。

別表

上限額算定面積	基準額
200 m ² 未満の施設	100 千円
200 m ² 以上 400 m ² 未満の施設	200 千円
400 m ² 以上の施設	300 千円